1997年4月8日発行

みなみかわち 町議会ネットワークニュース

（第91号）



村尾光子
祇園五丁目11-3
TEL&FAX:44-5418



磯辺香代
祇園二丁目8-2
TEL&FAX:44-6621



荒井英子
祇園四丁目5-12
TEL&FAX:40-1014

万全の準備をして議会に臨みたい，といつも心しているのだけれど，なかなかできないものだ。後から後からと疑問が湧いてくる。調べ尽くさないうち，議決に加わることになる。仲間2人との意見交換にも充分な時間がかけられない。時間が足りない。特に年度末は，所属する団体の庶務に追われてんてこ舞い。一段落したら，やっぱり勉強しなくては。忘れてしまうことの何と多いこと！

村尾

日頃のご支援ありがとう存じます。

2度目の3月議会（予算議会）を終えました。昨年よりは予算書の細かな数字が目になじんだように思います。しかし，まだまだ関係用語が難しく，本を何さつか買いこみました。でもまだもの足りなく，市川房枝記念会主催の「経済教室」（全5回）に通うことにしました。

としとってきた脳みそが「いやいや」ときしみ音をたてていますが良い報告書が作れるように少しずつでもがんばります。

（磯辺）

☆予定は未定？！

ひと月先の予定表はまっ白なのに1～2週間先は、どんどん予定が入ってきてまっ黒状態。先に知人と予定していても、議会関連の予定は優先しなければならない。子供の学校行事も欠席することも。議会においては、代理がいない。そんなこと、今頃気付いたのと笑われそうだが、実感した1年でした。

（荒井）

今回は平成９年第１回臨時会　（1月30日）と
平成９年第１回定例会（3月7～21日）の報告です。

もくじ

審議事項・・・・・・・・・・Ｐ２	§	一般質問	荒井英子・・・・・	Ｐ９
Ｈ９年度予算・・・・・・・・Ｐ３	§	〃	村尾光子・・・・・	Ｐ12
福祉課設置・・・・・・・・・Ｐ６	§	〃	磯辺香代・・・・・	Ｐ17
傍聴感想・・・・・・・・・・Ｐ６	§	お知らせ・・・・・・・・・・		Ｐ20

《審議事項》

選挙第　1　号	議長の選挙について　　　　（議長：舘野安光氏）	指名推薦	
選任第　1　号	議会運営委員会委員補充について　（小林包房氏） （委員長：飯野兵二郎氏、副委員長：塚原　洋氏）	議長一任	
諮問第　1・2号	人権擁護委員の推薦同意（原貞夫氏、藤沼修一氏）	全員同意	
議案第　1　号	町条例の左横書きに関する特別措置条例の制定	賛成全員	可決
2　号	町ふれあいプラザ設置、管理及び使用料に関する条例の制定について	〃	〃
3　号	町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
4　号	町課設置条例の一部を改正する条例について	〃	〃
5　号	非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
6　号	町水道事業給水条例の一部を改正する条例について	〃	〃
7・8　号	財産の取得について（第二中学校・緑小学校）	〃	〃
9～11号	工事請負変更契約の締結について	〃	〃
12　号	Ｈ８年度一般会計補正予算について	〃	〃
13　号	Ｈ８年度国民健康保険事業特別会計補正予算	〃	〃
14　号	Ｈ８年度農業集落排水事業特別会計補正予算	〃	〃
15　号	Ｈ９年度一般会計予算	賛成多数	〃
16　号	Ｈ９年度国民健康保険事業特別会計予算	賛成全員	〃
17　号	Ｈ９年度老人保健特別会計予算	〃	〃
18　号	Ｈ９年度農業集落排水事業特別会計予算	〃	〃
19　号	Ｈ９年度水道事業会計予算	〃	〃
発議第　1　号	国民年金・社会保険行政における地方事務官制の廃止と地方移管に関する意見書（案）について	〃	採択
	Ｈ９年度県町村議長会海外地方自治行政調査団の派遣について（早川　進氏）	〃	〃

※議案等の番号は暦年毎の通し番号です。

一般質問：黒川英代・伊沢　剛・海老原平吉・荒井英子
高山　映・磯辺香代・村尾光子　　（通告順）

☆ 議員補欠選挙について

舘野正明前議長の死去に伴い、町議会議席が１名欠員となりました。
補欠選挙は、公職選挙法により、単独では行わず首長選挙（次期町長選は、Ｈ11年４月予定）と合わせて行われます。

定数の１／６以上の欠員が生じた場合は単独選挙となります。

H９年度の一般会計予算 —— 主な事業 —— （単位:万円）

議会費 （1.8%）	議員報酬•期末手当（18人） 7299.1（引き上げを見込んだが減額補正予定），海外地方自治行政調査派遣（1人） 55，議長交際費 68，議員研修費（18人） 120
総務費 （17.2%）	行政事務連絡員報酬（自治会長 57人） 970.5，自治会振興費 385,5，班長事務費 600，自治会連合会補助金 20，町長交際費 170，中学生海外派遣 500，海外地方自治研修（職員1人） 50，町例規集改訂 435，広報発行701.9，行政カレンダー発行 546，誇れるまちづくり事業（講演会開催） 109.6，町民まつり 750，ふれあいプラザ建設事業（調整池整備，第2期工事実施設計等） 9934.3，ふれあい館運営費 6065.1（臨時雇賃金等すべてを含めると9144.5），町税前納報償金 1636.7，納税奨励金 188.9，公用車購入（ワゴン車他2台） 610，各基金積立金 1483.7，償還金（公共用地取得分4件） 8084.1，
民生費 （9.7%）	民生事務調査審議会委員報酬（32人） 242.5，敬老年金（80歳以上，1万円） 550 長寿記念品（90歳以上，70人） 63，敬老記念品（70歳以上，1650人） 264，ねたきり老人等短期保護事業（ショートステイ1800日分、利用者負担は2220円/日） 752.1，老人施設入所措置費（本人負担を除いた額の国1/2•県1/4•町1/4負担） 9008.3，老人デイサービス運営事業費（1722件、町負担1/4） 2416.7，更生援護施設入所措置費 2188.8，緊急通報用電話（2台） 21，ねたきり老人入浴サービス（1万5千円/回、受益者負担無し） 375，老人•身障者日常生活用具購入費（新規にﾌｧｸｼﾐﾘ5台分含む） 380.6，老人クラブ（単位•連絡協議会）補助金 247，ふれあい福祉運動会 55，社会福祉協議会補助金 3393.6（内ヘルパー派遣事業 683），シルバー人材センター補助金 667.9，長寿社会づくりソフト事業（エコライフまつり） 200，ねたきり老人等介護手当（介護者へ3000円/月） 162，特定疾患患者福祉手当（2500円/月） 195，更生医療給付費 300.4，重度心身障害者医療費 1164，国民健康保険事業会計繰出金 3362，学童保育育成会（GT）委託費 336.5，児童手当（340人） 2424.5，保育事業（東•西保育所、わかくさ委託費） 5376.4，妊産婦医療費（842件） 403.5，乳幼児医療費（4603件） 878.3，ひとり親家庭医療費 128.8，児童館設計等委託費 317，
衛生費 （9.9%）	保健委員手当 416，妊婦一般健康診査（300人） 535.5，小山広域保健衛生組合負担金（ごみ処理•屎尿処理•斎場） 23494.9，老人保健会計繰出金 9534.6，三種混合•風しん•麻しん個別接種 1406.5，資源化ごみ回収報償金 52.8，空き缶等散乱防止対策費 117.5，生ごみ減量化対策推進費（ｺﾝﾎﾟｽﾄ•密閉容器）39.2 合併浄化槽設置補助（5基） 450，廃棄物処理運搬業務委託費 5306.9，老人保健法に基づく健康診査•相談•機能訓練等 3561.2，
労働費	勤労者体育センター管理委託 159.5，清掃委託 109.2，光熱費285.4，
農水費 （8.0%）	農業委員会委員報酬（17人） 449，農業委員研修費 51，農業委員会会長交際費 22，産業委員報償費 112，むらづくり推進事業 995，認定農業者等育成対策事

	業 526.6,とちぎの園芸ｼﾞｬﾝﾌﾟｱｯﾌﾟ確立事業 1227.5,病害虫防除補助 498.3,地域特産品形成促進事業 350,農用地利用調整特別事業 270.9,集落転作促進事業 810,転作奨励金交付金 930,とも補償事業 4800,畜産振興促進事業 300 家畜自衛公害防止対策事業 250,生産体制高度化事業 3000,農業集落排水事業特別会計繰出金 15087,農協施設整備事業補助 2260,新生産調整対策指導推進費補助金 58,農産物加工センター費 429.8(うち加工者協議会補助 20)
商工費 (1.5%)	商工会補助金 700,商工会事務局環境整備事業 225,観光資源開発整備事業(農産物加工センター周辺整備) 2170,中小企業融資資金貸付金 5000,
土木費 (13.9%)	陸砂利監視員報酬(1人) 87,仁良川第1地区区画整理事業費(実施設計、建物調査算定等) 14759.1,仁良川第2地区土地区画整理事業費(都市計画決定申請) 133.4,自治医大駅東自転車駐輪場整備事業費負担金 7313.6,ｴｽｶﾚｰﾀｰ維持管理負担金 150,生け垣づくり補助金 300,区画整理審議会委員報酬(10人) 39,道路改良事業(11路線) 26996.9,舗装新設事業(3路線) 3195.4,舗装修繕事業 2120,自治医大周辺下水道組合負担金 6045.6,公園管理委託費(公園23箇所・別処山公園管理委託等) 3972.6,遊具設置費等工事費(ペンギン公園) 418.9,町道街路樹管理委託 994,
消防費 (5.5%)	石橋地区消防組合負担金(はしご車購入予定) 28760.9,自治消防団団員報酬(200人) 1241,消防団交際費 22,防災対策費(H10年2月、防災訓練実施)228.9,
教育費 (22.4%)	教育長交際費 25,英語指導助手報酬 360,小中学校各種大会派遣 1264.4,関公費償還金(祇園小・幼稚園用地・第2中・緑小) 8065.2,吉田東小体育館整備(用地取得・建築設計) 2840.2,吉田西小体育館建築(9・10年継続事業) 11004,空調設備(祇園小・南河内中) 2744.7,薬師寺小校舎屋上防水改修 903,吉田東小汚水配管改修 1008,祇園小プール改修 630,南河内中運動場ナイター照明 2835,学校図書館蔵書整備 356.6,特殊学級設備整備498.3,幼稚園就園奨励費(運営費補助含む) 2185.7,ｳｨｰｸｴﾝﾄﾞｻｰｸﾙ活動事業 90,生涯学習推進関連事業費 742,町立図書館図書・視聴覚資料・新聞・雑誌購入 873.6,町民体育祭 520,郡民体育祭 182,東部運動場(8・9年)・五千石球場(8～10年)再整備 16138,中央公民館ﾛﾋﾞｰ椅子・ﾃｰﾌﾞﾙ買替 109.9,東分館合併処理浄化槽解体・農集排接続工事費 386.7,体育協会補助 135,文化協会補助 30,ｺﾝｻｰﾄ等公演費 66.5,下野薬師寺跡保存整備(公有化・物件補償他) 13327.8,ｶﾞｲﾀﾞﾝｽ館予定地調査・実施設計委託等 2329,別処山資料館民具整備 253,女性行動計画策定 24.4,みんなのつどい45
公債費 (9.8%)	地方債元金償還金 23898.9,地方債利子 33061,

→歳出に占める割合。公債費比率とは異なる。

《参考》公債費比率:毎年度の公債費に充当された一般財源の、標準財政規模(制度的に与えられた経常一般財源の額)に対する比率。起債制限比率の算式もある。(村From)

★一般会計当初予算額は５８億２７００万円

【歳入のうち主なもの】

- 町税　２５億２３７３万円（43.3%）
  - 町民税　12億6642万円
    - 個人　11億4323万円
      - 給与所得分　90.9%
      - 農業所得分　2.1%
      - 営業所得分　2.4%
      - その他　4.6%
    - 法人　1億2319万
  - 固定資産税　10億3959万円
  - 都市計画税　1億5400万円

自主財源57.7%

- 地方交付税　１３億８０００万円
- 基金繰入金　５億８７４６万円
- 町債　２億１５４０万円（昨年度は11億150万円だった）

（磯辺）

★町の借金はいくらになるのだろう　（平成9年度末見込み）

基金は20億位

一般会計町債	８１億　２０４万円	（利子を含むと１０７億１５６８万円）
〃　債務負担	３６億８７２１万円	（〃　５４億１８４８万円）
農業集落排水事業	１８億７６７０万円	
水道事業	３億２５４８万円	
下水道事業	３億１２６４万円	：自治医大周辺下水道組合南河内町分
合計	１４３億　４０７万円	

利子を含むと200億弱か

小山広域保健衛生組合と石橋地区消防組合での起債（南河内町分）は含んでいない。利子も含んでいない。

（磯辺）

一般会計予算案に反対した！（反対：磯辺・村尾、欠席：小池議員）

9年度予算案では、児童館設計費計上や農産物加工センター施設管理・加工組合自立の努力が見られ、評価できるのだが、どうしても納得できない部分があり、以下の趣旨の討論をして反対した。

《理由その１》 予算案には、この4月1日から供用開始する吉田東地区農業集落排水事業への公共施設の配管工事費が盛り込まれている。

- 吉田東体育館：単独（トイレ排水のみ処理）浄化槽を廃止。浄化槽は埋め戻す。
- 公民館東分館：合併処理（トイレ・雑排水すべて処理）浄化槽を廃止。浄化槽埋め戻し。
- 吉田東小学校：校舎単独浄化槽を廃止、校舎からの雑排水も含めて配管替え。
  給食室に設置された合併処理浄化槽はそのまま使用。

東体育館と東小学校校舎については当然の措置だ。何しろ単独浄化槽の処理水質基準はBOD 90ppmと大変低く、雑排水は垂れ流しだから、一刻も早く工事をすべきと思う。

問題は公民館東分館。建物が新築されてまだ3年にも満たない。浄化槽部分の設置費は1340万円、75人槽（1日の処理能力15 m^3 ）の大きさだ。H8年3月の処理水の水質はBOD7.5ppmと大変きれいになっている。充分な機能を果たしているのに、それを380万円かけて接続替えをして浄化槽を壊そうという計上だ。集落排水事業への加入促進は分かるが、多額な公費を投入した施設を、こうも簡単に廃棄して良いのだろうか？合併浄化槽は維持管理さえきちんとすれば半永久的に使えると聞いている。合併浄化槽も集落排水事業も処理水質基準はBODは20ppmと同じなのに。納得できない。

同じ条件の東小学校給食室は、初めの説明と変わって、浄化槽は廃止しない。国庫補助を受けて建築したので簡単には廃止できないとのこと。新築したばかりの東保育所についても同様の理由で予算計上は無し。同じ町の施設なのに、どうして対応が異なるのだろう？

《理由その２》 予算書には計上されていないが、ふれあい館への巡回バスを購入した。財源は社会福祉協議会の友愛基金の原資を取り崩して確保した。バスは行政の責任で購入すべきで基金を取り崩すなら、地域福祉基金ではないか。

（村尾）

★住民福祉課から「福祉課」独立 ！めざせ福祉の充実！

（議案第４号：南河内町課設置条例の一部を改正する条例について）

３月３１日まで		H．９年４月１日から	
住民福祉課 国保年金課	→→→→→	住民課	・戸籍や届出、申請に関すること ・国民健康保険に関すること ・老人保健に関すること ・国民年金に関すること
		福祉課	・社会福祉六法の施行に関すること ・社会福祉法人に関すること ・その他社会福祉に関すること

ことばメモ
社会福祉六法：老人福祉法・身体障害者福祉法
精神薄弱者福祉法・児童福祉法
母子及び寡婦福祉法・社会福祉事業法

・住民課では戸籍関係と国保年金の窓口がいっしょになる。手続きの簡素化が期待されるところだ。
・福祉課が独立し、社会福祉係と高齢福祉係で構成される。課員の増強も図られるとの事。窓口の位置は保健衛生課と並び、保健婦さんは両課を兼務する。
・他に都市計画課と保健衛生課の項について、業務の実際にあわせる変更をした。（磯辺）

傍聴感想

去る３月１０日午後、一般質問(海老原議員の一部と荒井、磯辺、村尾３議員)の傍聴をした感想を率直に書かせて戴きます。

特に感じられたことは、もっともっと議論を尽くして欲しいということです。殆どの議員が議論が噛み合わず納得できないまま、会議規則の再質問は３回までという規定と議長の議事統轄権によって終了しているように思われました。

公式な然も町の最高の会議であるので、規則正しく整然とした公平な議事を進めるため、ルールがあるのは当然ですが、そうであるならば、答弁者の前向きな要領を得た適切な答弁が必須であると思います。この点を見過ごしたまま、杓子定規的に再質問は３回で終了というのでは、実のある議論はできないと思います。

民主主義の原則は議論を尽くすことにあると思います。原点に基づく議会運営を切に望みます。

―― 宇賀持正紀 ――

磯辺さんの食料費の質問は、現在問題になっている官官接待での無駄遣いなど緊急な点をついたもので町当局者や保守系議員の間でも緊張された空気が流れ従来の悪しき慣習に一矢を報いたものと思われます。また、荒井さんの学校給食の安全性に対する給食施設の衛生に配慮を鋭くついた質問も現在他県で再びo-157患者が発生している状況下で子供の健康の安全を守る適切な質問であったと同感いたしました。

そして村尾さんの質問は、昨年発生した町職員の不祥事や談合事件を通じて明らかになった職員の綱紀粛正と士気高揚についてと、公文書管理についてのものであり、惰性に流れていた町職員にやる気を起こさせ生気溢れる行政気風へと刷新するための重要な提議だと感じいりました。

以上記憶に残っていた吾がニュータウン出身議員の活躍は議会に新風を巻き起こし、また緊張ある町議会運営を促進したるものと感動しました。　小生は、まだ町の予算の内容や町内各層の実態について全くの勉強不足でありますが、「町民による町民のための町政」即ち町民が主人公である政治を願望するものであります。

近年、地方自治体に於いてもゼネコン型地方政治が行われ開発会社の代行を地方自治体がやっているところが多い中で、当南河内町でも「道の駅」構想や現に行われている三王山の「ふれあい館」建設も何故あんな辺地に、しかも交通網が悪いためその周辺の大道路工事等、大きな予算を使うものであると思います。

私は、「ふれあい館」建設そのものに反対しませんし町民の真のふれあい、楽しみの為には必要なものと思いますが、果たしてこれが「ミニゼネコン」型で進められているのではと先日友人と付近を見学に行ってそう感じた次第です。

私は磯辺さんが質問されていた高齢者福祉については、グリーンタウン内にも300名を越える65歳以上の方々や特に障害のある方の施策については、もっとはっきり公的介護のシステムが数量的にも完備しなければと思います。

政治は弱者を保護し、その費用も不公正税制を正して富裕な企業、法人等よりその財源を確保すべきです。

私は低年金生活者であり、高家賃のマンションに住んでおりますが低家賃の町営住宅、それも老人に優しい仕様での段差の余りない施設があったらなぁと思います。

グリーンタウンより出身の三人の女性議員は町議会では少数派と思いますが、毛利元就の故事にあるが如く、一本の矢は折れやすいが三本の矢は束になれば折れないとの例の如く、何卒一致協力して町民の主人公、特に弱者を配慮されての町政推進の為、今後共御奮闘をお祈り申し上げる次第です。

本田新太郎

☆☆ 傍聴感想 ☆☆

知らないうちに合意している‥‥

町から示される予算書や決算書。難しい費目が整然と並んでいる。しかし私達はひとつひとつの事業にいったいいくらかかるのか、容易に知る事ができない。どんな買物をしているのかも、懐具合もわからないのだ。

補助金事業について、担当省庁の説明を聞いて、住民の描いているイメージとのギャップに驚いた事がある。

国や県から補助金がもらえると聞くと、「乗らなきゃ損!」と思ってしまうが、補助金は、使途に条件や制限がつく。厳しい審査を勝ち抜き、多くの立候補の中から選ばれるには、選ばれるだけのプランを提示しなければならない。自腹の出費も膨みかねないのだ。

それに、国からと言っても、元をたどれば自分達の財布。年金、健保、消費税…と考えると、喜んでいられない。

本当に必要な事業なのか、他に優先させる事業はないのか、最適な方法なのか、規模は適正なのか…。大金を預かる行政に判断ミスは許されない。

今のところ、議会での質疑、文書配布や集会等、志ある議員の活動が、実体を探り、私達自身が判断ミスに陥らない為の、数少ない手だてだと思う。

ところが、議会での質疑には、今回も泣かされてしまった。(感涙ではない。)

委員会等の食糧費支給の基準を問われているのに、消防団に限っての答弁が飛び出した。議論、説明が必要という提起が受けとめられる迄に、質問回数はどんどんカウントされた。

「守秘義務違反を犯し談合の原因を作っても、住民の利益を守りサービス向上に努めても、同じ様に昇給するシステムはいかがなものか。」という質問は、果たして理解されたのだろうか。

趣旨が理解されたのかなあ、なんて傍聴人が心配しなければいけないなんて、悲しすぎる。答弁に立つ方は、議員の質問に答えるという事は、住民に対して答える事なのだ、と心に刻んでほしい。

岩田敦子

傍聴人に資料を配布

- 今回の議会から傍聴人に対し、傍聴券と共に、議会事務局作成の「議会傍聴ご案内」が配布されることとなりました。「議会傍聴ご案内」は会期日程、議事日程一般質問順序表、質問事項表から成っています。
- 定例の議会は３月・６月・９月・１２月に開かれます。何日に開催されるのかは開催月が近付いてから、役場内の議会事務局に問い合せれば教えてくれます

荒井英子の一般質問



1、給食の衛生管理体制について

①学校給食について

衛生管理体制の現状と今後の方針について

・調理場のドライシステム化はされているか。

・調理員の食中毒防止等の研修はどのように実施されているのか。

・生野菜使用の判断基準はどのようになっているのか。

《教育総務課・課長》

・小中学校７校の内、薬師寺小学校以外はドライシステム化されている。薬小の調理場はＳ51年に改築しており、改装の補助対象とはなりにくい。早期に薬小もドライシステム化できるよう対策を講じていくが、当面は衛生管理の強化により対応していく。

・調理員の研修は、全体研修及び主任研修を行っている。

・野菜は、加熱処理した形で提供している。いつから野菜を生のまま給食に出すかは協議中。

　昨年の夏、給食が原因と見られる病原性大腸菌o-157による大規模な食中毒が全国で発生し、給食の衛生管理への対策と指導が厚生省より出されました。その際、町の対応は素早く、また調理方式も町内全ての学校が自校で調理する単独調理方式で、温かいお昼を子ども達に提供できていることは、とても評価されるところですし継続していただきたいところです。そこで、給食の衛生管理を強化してから半年余りが過ぎた現在の衛生管理体制と今後の方針について伺いました。

　調理場は床をぬらさないようなドライシステム化により二次感染の防止になるということですが、県内約３５０の給食施設のうち普及しているのは２０％未満とのことです。町内では、薬師寺小学校の調理場だけが、床に水を流すウエットシステムでした。

o-157の影響で生野菜が学校給食から消えましたが、県の教育委員会は１月の半ば過ぎに生野菜使用を認める方針をだしました。ただし、使用するかどうかの判断は市町村の教育委員会に一任となっています。現在の所まだ生野菜は使用されていないようですが、衛生管理への一つの判断にもつながります。

②保育所、老人ホームの給食について

・保育所、老人ホームにおける給食の衛生管理への指導は、町が行っているのか。現況を伺う。

《助役》

・県の保健所が直接指導している。今後は、県及び施設との連携を密にしていく。

> 幼児とお年寄りは抵抗力が弱くより万全な対策が必要です。また、老人ホームでは1日に3食の給食を提供しています。食品の取り扱いや万が一発生した際の対応など町との申し合わせは必要なことだと思います。学校給食と同等に扱い、指導の目を向ける必要があると思います。

2、家庭における環境保全について

①家庭排水への意識改革をするための啓発活動について

・家庭排水に対する指導及び啓発活動はなされていないように思われる。住民への意識改革はどのように進めていくのか、見解を伺う。

《保健衛生課・課長》

・南河内町では、公共下水道、農業集落排水、合併浄化槽等により下水管理をしている。住民への意識啓発は、広報を通し努めていく。

> 現在、家庭ゴミは、ごみカレンダー、広報などにより意識啓発が進み、住民の協力も概ね得られている状況です。それに比べ、家庭排水に対しての指導及び啓発活動はなされていないように思われます。
>
> 生活排水は、排水溝より流れていけばそれより先には意識は及びません。しかしその対応によっては、下水管を詰まらせたり、処理場の汚泥を増大させます。下水道が整備されていない場合は、直接環境へ影響する場合もあります。
>
> 住民への意識改革により、下水汚泥の減量や管路の保護にもつながります。下水施設も私たち住民の大切な財産です。それを如何に効率よく長持ちさせるか私たちも考え協力していく必要があるのではないでしょうか。
>
> 南河内町は、石けん運動を推進していたことがある。洗剤も水環境に与える影響は大で、以前は滋賀県の琵琶湖周辺での運動を始め、全国的に行われていた。現在全自動洗濯機の普及とともに合成洗剤が堂々と幅を利かせている。町も石けん推進を全面に出してはいない。しかし、洗剤問題は人体への影響、水環境への影響等を考えると行政からの指導、意識啓発は必要ではないでしょうか。平成7年12月、石

けん運動への取り組みに対する質問に、『石けん、合成洗剤どちらも環境には影響を与えるので、使用の自粛、適正使用について町広報を通じて住民への意識啓発を図る。』と答えていたが、私は、未だその広報を目にしてはいない。

県内下水道35.7%（H 8.5.29　下野新聞より）

1995年度の下水道法に基づく県内公共下水道普及率は35.7%。全国では21位の普及率（全国平均は51%）。

南河内は、49.6%で宇都宮の68.4%に次ぐ第2位の普及率となっている。

②廃食油の回収について

・環境保全のため回収をしていく必要があると考えるが、現在の見解と今後の方針を伺う。

《保健衛生課・課長》

・廃食油の処分の仕方としては、布や新聞紙などに染み込ませ、燃やせるゴミとして出していただいている。回収をしていくのは、体制的に無理と考えている。

廃食油は、流しに流すと水質汚染となり、燃やすと発熱量が高く、焼却炉を痛める原因にもなります。環境保全のためにも回収をしていく必要があると考えたわけです。廃食油もリサイクルの観点からいろいろな活用がなされています。
せっけん（どろんこ汚れがよく落ちます。）、ボイラーの燃料、自動車の燃料（排ガスがちょっと天ぷら臭いそうです。）等、有効利用されています。

直ちに回収をしてほしいと言っているのではありません。その方向で考えていっていただきたいのです。回収方法にもいろいろあると思います。東京都大田区では、スーパーマーケットの店頭に月一度持ってきてもらい、プラスチックのタンクに入れる方法を開始しています。回収したものは業者に渡す。また、東京都武蔵野市では、1991年9月から回収をしているが、回収場所に廃食油を持ってきた人に、油の量にかかわらず、200 gの粉せっけん（回収した廃食油を業者が加工して作った市オリジナルの粉せっけん）をプレゼントしている。（朝日新聞より）

県内の矢板市でも、保健衛生課職員の指導により、持参した廃食油で石けん作りが行われている。自治体による廃食油の回収、取り組みは広がりつつあるように感じられます。南河内町も一歩を歩みだしていっていただきたいのです。

油大さじ1ぱいを魚がすむことのできる水にまでうすめるには、家庭用のふろおけ10ぱい分のきれいな水が必要。

村尾光子の一般質問



問1.職員の綱紀粛正と士気高揚について

住民の負託に応え、強固且つ活力ある執行体制を構築するには、職員への信賞必罰が不可欠です。そこで次の点を伺います。

(1)町綱紀委員会の機能と開催状況、表彰、分限処分、懲戒処分の基準は？

【総務課長】綱紀委員会は助役・収入役・教育長・総務課長・企画課長・職員組合代表で構成し、必要に応じ開催している。H8年度は2回開催し、6月には職員の不祥事につき本人3か月停職、町長10%、助役・収入役5%の1か月減給、所管課長・係長訓告処分とした。処分は地方公務員法や条例に基づいて行い、町としての基準は特にない。

【町長】綱紀粛正や士気高揚は日常業務の中で管理職が指導すべきと考えている。現実に法を犯したようなときに綱紀委員会を開催する。間違ったら罰するというのはいかがなものか。

南河内町綱紀委員会規則(H8年5月31日施行)抜粋

第1条　町職員の賞罰に関する基本的事項を調査審議し、綱紀の粛正と士気の高揚を図るため設置。

第2条　委員会は次の各号に掲げる事項について、調査審議する。
- 一　職員の表彰制度に関すること。
- 二　職員の分限処分及び懲戒処分の基準に関すること。
- 三　服務の基準に関すること。

第3条2　委員長には助役、副委員長には総務課長をもって充て、委員は町職員の中から町長が任命。
後略

分限処分:勤務成績の不良、心身の故障などで公務員としての適格性に欠けると認められる場合や、過員を生じた場合など、いわば公務員の責めによらない事由によって行われる不利益処分。降任、免職、休職、降給等。退職金は支給。

懲戒処分:法令違反、職務義務違反、全体の奉仕者にふさわしくない非行などを行った職員に課される不利益処分で、有責な行為に対するおしおきの意味を持つ制裁的処分。戒告、減給停職、免職など。

—原田尚彦著『地方自治の法としくみ』から—

(2)昇給期間の短縮、特別昇給の実施状況と、その主たる事由は？

【総務課長】勤務成績の良好な職員は、定数の15%以内の範囲で特別昇給させることができる。永年勤続表彰(町表彰:20年・30年、町村会表彰:15年・25年・35年)を受けた者が主となっている。同様な状況の者が複数あれば15%を超える。

町職員の昇格等の基準に関する規則

第35条2　特別昇給定数は、1年について各任命権者ごとの職員定数の15%を超えない範囲。

第36条の二　勤務成績の特に良好な職員が次の各号の一に該当する場合、直近上位の給料月額に昇給させることができる。
- 一　研修に参加し、その成績が特に良好な場合
- 二　業務成績の向上、能率増進、発明考案等職務上特に功績があり、又は辺地や特殊な施設で極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があり、表彰又は顕彰を受けた場合
- 三　20年以上勤続して退職する場合
- 四　職制、職員定数の改廃、予算の減少により退職する場合

職務上過失を犯しても、不利益処分を受けることはない。しかし勤続年数が15年経てば5年毎に表彰され、1年毎の定期昇給に加えて特別昇給する。創意工夫や発明考案等職務上の功績に対する昇給は皆無に等しい。人の評価は難しいが、既得権のように昇給させるのは如何なものか。職員が情報を漏らしたとして設計業者を変更した時、国保税徴収漏れがあった時、住民は実に不快だったが、職員の懲戒処分は無し。

(3)特殊勤務手当について、自治省が廃止や見直しを求めているものが13種あるとの新聞報道があるが、現に指導があったのか。特殊勤務手当の支給状況と見解、今後の対応策はどうか。

【総務課長】条例に基づき支給している。県等からは特別な指導はない。妥当な支給と認識しているが、見直して必要あれば改善する。

1	税務事務従事職員	月額　2000円
2	特殊機械操縦従事（水道課職員）	月額　2000円
3	伝染病防疫、特殊機械操作（水道課除く） 災害調査及び公共用地取得交渉従事職員	勤務1日　500円
4	行旅病人処理従事事務員	勤務1日　1000円
5	行旅死亡人処理従事事務員	勤務1日　3000円
6	その他特に町長が命じた業務に 従事する職員運転手及び環境員	勤務1日　5000円 月額　10000円

— 町職員の特殊勤務手当の支給に関する規則から —

「危険や困難が伴う仕事への特殊勤務手当も妥当ではないものが多々ある」という趣旨の新聞報道を読んで意外な思いがした。

かつて、私は環境員（ごみ収集業務）の特殊勤務手当が長年据え置かれており、引き上げを求める提案をしたことがある。作業を体験して困難さを実感し、職員採用も容易ではなかった背景からだ。その結果、月額7500円から1万円に改正された。しかし、記事によれば、自治省は「本来の業務であり手当支給は問題がある」と言うのだ。

特殊勤務手当は通常業務とは異なったものに支給すべきであるなら、現在の支給対象は果たして妥当なのかどうか？また、運転手や環境員の給料表の額は、職務の対価として妥当なのかどうか？。

そこで、新聞報道についての見解と、今後どうするのか質問したつもりだったが核心の答は得られなかった。

(4)職員増員の年次計画はどうか。定数条例は人口を何人と想定しているのか。

【総務課長】人口1万8千～2万人を想定して国の同規模モデルを参考に条例制定した。H9年3月中に定員適正化計画を策定し、それに基づいて定員管理する。

自治体に残る「特殊手当」
運転手手当は1000市町村で

危険や困難を伴う仕事などに従事する職員に対し、例外的に給料に上乗せして支払う公務員の「特殊勤務手当」のうち、「本来の業務であり手当支給は問題がある」などとして自治省が廃止や見直しを求めている十三種類の手当が、多くの市町村で広く支給されていることが朝日新聞社の調べで明らかになった。市役所などの窓口で市民に応対するだけで支給される「窓口事務手当」は、最高裁判決で違法性を指摘されたにもかかわらず二十一道府県の五十市町村で出されている。自治体の専任運転手なのに公用車を運転すると支給される「運転手手当」も青森県を除く全国の千七十七市町村が支給している。雨の中での作業に対する手当など、これまでも批判を浴びていたものも多く残っており、民間では考えられない「役所天国」ぶりが明らかになった。

主な特殊勤務手当のある市町村数

	国民健康保険事務手当	国民年金事務手当	戸籍事務従事手当	窓口事務手当	自動車運転手手当	市民会館等勤務手当	企業手当
北海道	3	4	1	1	97	4	17
青森							1
岩手		2			7	18	10
宮城					15	6	6
秋田	1	4	1	1	8		10
山形			1	7	12	7	19
福島	1	5		2	11	2	26
茨城	4	4		1	47	1	22
栃木		3			27	5	11
群馬	2	2	1	2	41	4	16
埼玉	2				47	1	11
千葉	4	2	2	2	55	6	22
東京	1				20	1	
神奈川	5	2	3	4	21	3	5
新潟					5	5	5
富山	1	3			20	4	5
石川					23	2	3
福井	2	2		1	25	2	15
山梨	1				14	2	9
長野	2		1	3	41	3	11
岐阜	1				47	6	6
静岡	1		1	4	24	12	10
愛知	8	3			46	3	3
三重	9	5		1	28	2	18
滋賀					23		
京都	4	1	1	1	17		8
大阪	22	14		4	18	4	21
兵庫	2	2			39	5	27
奈良	1	3			21	1	11
和歌山	3	2					
鳥取	3						
島根	4	1					
岡山	2						
広島	1	3					
山口	3	3					
徳島	3	3					
香川			1				
愛媛	1						
高知	1						
福岡	5	4	1				
佐賀							
長崎	2	5					
熊本	4	4					
大分	3	3					
宮崎	2	7					
鹿児島		5					
沖縄	13	4	1				
合計	127	105	15				

朝日新聞2月20付

問2．公文書管理について

公文書は行政を進める際の記録であり、将来における資料となる。貴重な公共財産とも言える。どのように取り扱われているのか？管理・保管は万全か？

(1)公文書管理・保存について、職員の研修状況はどうか。保存・管理・廃棄の最終責任者は誰か。歴史的文化的資料としての視点を求める。

【総務課長】県等が主催する文書管理に関する講演会に積極的に参加しており、今後ともできるだけ多くの職員を参加させる。管理保存の責任は主務課長、廃棄の最終責任者は町長。"廃棄"への歴史的資料としての視点は、今後の研究課題とする。

(2)文書様式を左横書きに統一を。B版からA版への変換はごみ増大にならないか。

【総務課長】文書様式の統一、A版化は行革に基づき徐々に実施する。ごみ増大にならぬよう、事務執行には細心の注意を払う。

(3)下野薬師寺跡に予定されている仮称総合文化歴史資料館は、博物館法と公文書館法に則って整備するとの約束を得ている。整備時期の見通しはどうか。それまでの間、暫定的な庁舎書庫拡充整備をお願いする。旧西保育所利用はどうか。

【総務課長】史跡整備事業資料館建設予定地に、H12年度までにガイダンス館(下野薬師寺についての案内館)を建設する予定で、整備計画との整合性を考慮して総合歴史資料館建設を検討する。

書庫整備は設置場所を含め、検討中。

【文化課長】総合歴史資料館建設はガイダンス館建設以後で、財政的、公有化進捗状況、道路整備状況を考慮して決める。

行政を進めるには、日常的に様々な文書が作成される。これらは事務事業終了と共に完結文書として南河内町文書取扱規程に基づき分類され、内容により永年・10年・5年・3年・1年と区分され保存されることになっている。保存期間が過ぎると、町長の決裁を得て廃棄処分される。このとき、保存年限に則って機械的に廃棄処分をしてしまうと、歴史的な視点からはとても貴重な資料を廃棄してしまうことになりかねない。歴史的に価値があるかどうかは、専門家でないと判断できないものだ。公文書館があれば、廃棄の判断を専門家に委ねることができる。無論、専門職員配置が大前提だが。

町の現状から、公文書館整備は早くてもH12年以後となる。それまで、判断つかない文書は取りあえず保管してほしい。しかし、書庫は一杯だ。暫定的にでも書庫の拡充が必要であることは、執行部も認識しているとのこと。どのような手だてが講じられるのか、注目したい。

また、文書をどう扱うべきか、日常業務の基本としてすべての職員が理解していないと管理保存システムとして機能しない。2月下旬、新聞記事を見て小山市の博物館が主催した公文書管理についてのセミナーに参加したが、南河内町職員は見かけなかった。小山市の、主として職員を対象としたこのテーマでの学習会は、何と9回目。

次回は"永年保存"のもつ課題について提起しようと思う。

問3．農業振興策について

農業問題は生産者だけの問題ではない。消費者をも含めたすべての人に係る食糧問題。なのに、町での論議は、農業者だけで進められている。経済市場しか念頭になく、消費者という生身の“ひと”を忘れた生産活動は、いずれ行き詰まってしまうに違いない。憂慮すべき状況だ。何とかしなければ。

> (1)町農政においても国内・町内の農業を守り、食糧の自給率を高めるという啓発事業を展開されたい。
> “消費者と共に考える”は近年トーンダウンしている。

【経済課長】食糧の安定供給を基本に、消費者ニーズに沿った安全良質な農産物の供給と生産拡大を目指している。そのために、認定農業者と担い手の育成、農地集積等を促進している。今後は農業公社の設置と合わせて、生産者・消費者共に議論しながら、共に考える農業を展開し、啓発事業も考える。
加工センターは非農家も参加しており“消費者と共に”の一環となっている。

> (2)担い手育成のためには、直系後継者のみならず、新規就農者も視野に入れ、就農支援事業に着手されたい。

【経済課長】担い手育成のため、認定農業者を主体に事業を行っている。新規就農者にも、H8年から施設整備事業等について事業費400万円を限度に、1/2助成をしている。内容充実や拡大、ＰＲ等のソフト事業等は、農業公社の設置に合わせて検討し、担い手確保に向け積極的に取り組む。

> 南河内町は生産地と消費地の双方があり、可能な限り町内自給自足を目指してほしい。ＪＡグリーンセンターが開店した当時は、その接点ができたと大喜びした。近頃は、市場に出荷した残りではないか、質がどうもね、との声がちらほら聞こえてくる。大手スーパーがいくつもできて厳しい状況だろう。ＪＡならではの特質を生かして、奢らず消費者を侮らず、品質管理に精進してもらいたい。
> 胸を張って米と野菜は南河内産を！と言ってほしい。

問4．町有施設について

財政状況は厳しいのだけれど、長期展望は欲しい。
ずっと前から文化会館を望む声は根強くある。役場庁舎も手狭になった。

> (1)庁舎・中央公民館の建て替えについての長期展望は？
> 事務スペースの狭隘化、慢性化した会議室不足、暖房設備崩壊等から構想を練る時期に来ている。
> また、音響設備の整ったホールを望む声も高い。

【総務課長】現時点での庁舎・中央公民館の立て替え計画はない。庁舎建設は次期総合計画には当然入ってくるものと思う。

【町長】庁舎は非常に狭隘で厳しい環境だが、職員は「不自由を常と思えば不足なし」の精神で職務を遂行している。

自治医大前町有地の一部を自治医大に売却した益金は、一部ふれあいプラザ用地取得費に充て、残金を庁舎等整備基金として積み立ててある。いずれは建て替えか増築される。

昨年末の地震で、庁舎の暖房施設が壊れてしまった。修理は配管替えをしないと不可能で、それにはかなりの費用がかかるとのこと。それなら一層のこと、と計画を聞いてみた。予測通りの答だった。冷暖房施設は9年度予算で新たな設備をつけることになった。7600万円程の費用で、これまでの灯油利用から電力利用のものへ切り替える。

庁舎整備は最後で良いのではとも思う。まずは住民ニーズに応えること、福祉施策が最優先。庁舎建設ブームの中で古い建物を大事に使っている自治体はいくつもある。

でも、文化活動を考えると質の高いホールが欲しい。小さな自治体では単独運営が困難と聞く。周辺の自治体と共同して設置したらと提案したが、何の答も得られずに終わってしまった。上三川町と国分寺町が独自に設置する前に、広域で設置運営に向け協議出来たらと願っているのだが・・・。

(2)町営墓地に駐車場を整備されたい。

【保健衛生課長】町営墓地はS51年に、通称薬師寺6丁目に307区画整備した。現在使用しているのは153区画。現況は路上駐車なので駐車場設置に向け検討する。

６月定例会から、一般質問への規制が強化されようとしている。

３月の全員協議会のとき、議会運営委員会から提示された。これまでは、質問は最初の発言を含め３回までとされていた。新たに“発言時間は１時間以内”を加えるというのだ。質問時間が１時間超えることがあったのは、私だけだったかな。しかし、いたずらに長引かせているのでは決してない。質問事項がいくつかある、納得できる答を得たい、からだ。

議会は言論の府。発言を制限されることほど、議員としてつらいことはない。

目下、要望をしている。１時間とするなら、せめて制限時間内は自由に使わせてほしい。全体で３回までしか質問できないので、いくつもの質問項目をまとめて再質問することになる。１問１答で一つずつ片づけたい。その方が質問する側もやりやすいし、答える方も分かりやすいと町長も言っていた。

論議を尽くすことを目指すのではなく、ひたすら制限だけをしようというのでは、何のための議会なのか、納得できない。村尾封じなのか？

さて、果たしてどうなるのやら。

磯辺香代の一般質問（3／10）



1. 食糧費について

公金を使って食事をすることについて、納税者の厳しい監視の目が注がれている昨今ですが、以下の例で伺います。

①委員会等の会議や懇談会で、午前中で終わっているにもかかわらず、昼食が供されることがありますが、提供するにあたっての基準や目的についてお答え下さい。

企画課長
会議等に無報酬で出席していただいている方へ生活習慣の上から儀礼的な範囲内で、公費負担の〃　をさしあげている。
会議は午後開くようにして、できる限り支出しないようにしている。

②各課合わせての年間の回数、額はどのくらいですか。

企画課長
平成8年度は、2月末で578回（飲み物だけの回も1回とした）。502万円となっている。平成8年度の食糧費支出の確定は5月末となる。

③今春、多くの自治体が食糧費カットの予算案を提示していますが、わが町では今後どのような方針でのぞまれますか。

企画課長
平⌒年度予算では13%カットした。今までも厳しく予算の査定を行い、食糧費支出は必要最低限にとどめてきたが、今後においても慣例にとらわれることなくより厳しく抑制し今後も続く大型事業の投資的経費への財源振り替えを図ってまいりたい。

'97. 4. 3（木）
下野新聞 ↓ →「本社の県内市町村アンケート」より

食糧費の削減率が最も大きかったのは岩舟町。同町は①外部の人が出席する番議会や打ち合わせ会を含め、あらゆる会議に弁当を出さない②議会と執行部の懇親会も会費制にする－などで食糧費を前年度比四五%減らした。渡辺芳美町長は「行政改革の一環として思い切った。不満も出ると思うが、補正せずにこれで通す」と話した。

	食糧費		
	96年度	97年度	増減率
宇都宮	70,918	55,905	▲21%
足利	27,163	22,093	▲19%
栃木	35,328	28,000	▲21%
佐野	22,410	22,056	▲ 2%
鹿沼	16,764	15,123	▲10%
日光	15,255	13,782	▲10%
今市	23,138	22,068	▲ 5%
小山	39,169	35,960	▲ 8%
真岡	37,485	27,331	▲27%
大田原	19,112	17,600	▲ 8%
矢板	12,891	11,421	▲11%
黒磯	25,482	17,095	▲33%
上三川	9,827	9,980	2%
南河内	9,995	8,731	▲13%
上河内	7,423	6,607	▲11%
河内	16,542	14,742	▲11%
西方	11,255	9,985	▲11%
粟野	22,080	22,824	3%
足尾	8,672	7,097	▲18%
二宮	14,877	16,429	10%
益子	12,486	12,965	4%
茂木	20,414	18,796	▲ 8%
市貝	7,648	6,878	▲10%
芳賀	11,650	11,329	▲ 3%
壬生	12,403	11,329	▲ 9%
石橋	16,839	17,498	4%
国分寺	11,666	6,838	▲41%
野木	16,794	15,824	▲ 6%
大平	18,222	14,323	▲21%
藤岡	10,185	8,907	▲13%
岩舟	11,162	6,156	▲45%
都賀	11,735	7,125	▲39%
粟山	13,918	13,762	▲ 1%
藤原	15,596	14,491	▲ 7%
塩谷	14,658	10,093	▲31%
氏家	28,819	30,223	5%
高根沢	13,885	11,555	▲17%
喜連川	13,619	11,931	▲12%
南那須	8,444	7,286	▲14%
烏山	15,678	14,195	▲ 9%
馬頭	8,168	7,175	▲12%
小川	10,889	9,891	▲ 9%
湯津上	8,250	8,076	▲ 2%
黒羽	19,425	16,558	▲15%
那須	22,120	18,093	▲18%
西那須野	5,094	5,378	6%
塩原	16,974	14,905	▲12%
田沼	11,941	11,941	0%
葛生	9,828	9,503	▲ 3%
合計	844,296	737,853	▲13%

19000
15000
人口19,000

★県内市町村「食糧費」の当初予算額。単位は千円。
▲はマイナス。
★人口など町の規模を表す数字もほしいところだが……紙面の都合上割愛。
（いそべ）

削減への姿勢がとても明解である。
「儀礼的な範囲内で……」など
に執行の基準をおいていると、世論への配慮が薄らぐとまた膨張する可能性がある。

「社会通念上儀礼的な範囲内」というのは基準といえるのかどうか。社会通念は時代と共に変化するし儀礼的な範囲の個人差は大きい。

南河内予算メモ
「食糧費」（一般会計）
9995000－（H.8）
8731000－（H.9）　12.6% カット
平成8年度の食糧費は、2月末では、まだ502万円しか支出されていないようだ。また、3月議会で各課あわせて約100万円の減額補正がなされた。
節約によるものか、会合欠席者多数によるものかわからないが 8年度は予算分は使われない。

2.「町長への手紙」について

①「町長への手紙」を開始して８カ月。現在までの住民からの反応はどうですか。
問題別、年齢別に整理して下さい。男女比はどうですか。

企画課長
平成9年2月末までで、４６件。
内容別では、ゴミ問題、環境問題、駐輪場の早期設置、町内巡回バスの運行、下水道の整備促進、図書館の充実と広域利用の促進など様々。
年令と男女比は次のとおり。

(H.8.7月～H.9.2月)

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
男	1		3	1	2	3	4	14
女		1	6	9	3			19
不明								13
							合計	46

②広報紙への掲載について改善を求めます。
集計期間の明示、期間中届いた枚数や問題別の整理結果等、もっと詳しいデータの公表を。

企画課長
掲載の仕方については、住民にとってわかりやすく、また、「町長への手紙」を私も出してみようと感じられるような紙面作りを心がけたい。

行政批判は当然交じる。
実際、担当者にとってはつらくいやな文面のものも到着すると聞いた。根拠のない中傷や匿名のものはルール違反だと思うが、そうでない場合は、きちんと受けとめふところの深さをお見せ願いたいと思う。

3. 高齢者福祉について

平成9年度予算編成にあたって、次のことはどのように措置されていますか。

①ヘルパー等、マンパワーの確保・育成について

助役
社会福祉協議会への補助金の中にヘルパーの賃金を含んでいる。（常勤２名、登録５名分）
広報2月号に登録ヘルパーの募集をしたところ3月7日現在で養成研修３級終了者４名の応募があった。
ホームヘルパーの計画的採用は事業展開をするためには重要な課題である。9年度は随時募集し随時研修を実施したい。
今後、多くの人材を確保するためには、主婦や定年退職後の方など幅広い参加を促進していく必要があり、そのためには、常勤にとらわれず働く側の条件に合わせた多様な勤務形態の設定が求められていくものと考える。

こんな働き方は可能なのか。働く側の条件とニーズの方の調整が非常に難しいのではないだろうが。働く意欲を失わない程度の賃金の保障はあるのだろうが。

一種のトリックじゃないかしら
ホームヘルプ事業に成功している自治体は、ヘルパーの待遇をまず職員に準じることからスタートしている。そして介護のプロとしてきちんとした評価がヘルパーの仕事に与えられている。ボランティア的な部分をすべて排すわけではないが、在宅介護を支える重要な職域と位置付けむしろ常勤にこだわるべき。

②在宅介護支援センターの設置について

助役
平成9年度は予算措置していないが、「高齢者保健福祉計画」の目標の早い実現を目指し天寿荘と話し合いをすすめている。施設整備や人的配置に伴う経費について県と協議中である。

―予算メモ―
平成9年度一般会計（ホームヘルパーの賃金）
常勤2名分650万円。登録5名分32万円の措置。
5名1年分の賃金が32万円とはいったいどういうことだろう。これじゃ別のところにパートに出た方が賃金としてはずっと……。
1ケ月いくらという収入を確保することができる。
まさか登録だけしていただいて、実労がほとんどないということでは？ 目標値クリアのための数あわせを疑いますよ。ニーズの掘りおこしを!!

自治体予算の食糧費が何の目的でどのように使われているかという事に多くの住民の関心が集まっている。情報公開条例を使って開示請求されるものに食糧費が多いのでもわかる。納税を義務付けられ、正直にそれを果たしている住民にしてみれば、食糧費などというものについては特に明確な説明がほしいし、説明のつきにくいものや慣例ということで執行されているものについては積極的に見直していただきたいのである。

県の食糧費（平成9年度予算）は2億9800万円。南河内町9年度は、873万円。県に比べると、少ない額だし、官官接待が起きやすいのも県レベルであるのかもしれない。しかし、どんなに小額であっても、納税者の納得のいく使い方であってもらいたい。執行の際、いつもその確認が必要だと思う。いずれ近い将来この町にも必ず情報公開の風が吹く。その時には、住民の信頼にきちんとこたえてきたという姿が現われるようであってもらいたいと思っている。

私は、「町長への手紙」にこだわっている。行政と住民がダイレクトにつながる方法として大切にしたいと思うからだ。出前行政を標榜して当選なさった町長には、本当は町政懇談会の復活を望むが、今はとにかくこの方法しかない。団体の要望ではなく、個人の声がどの程度行政に響くものなのか多少の不安は残るが、「こんな福祉政策を！」「“脱マンネリ”町民まつり」「公園の壊れた遊具をなおして下さい」ｅｔｃ．．．日常からの素朴だからこそ価値のある手紙を送りたい。

こういう制度では、住民が声を送らなくなったらどうなるか。そのことを少し心配している。住民が町政に対して満足していると理解されるのではないかと。

行政サイドは、広聴制度としてスタートさせた以上、この制度がいつのまにか形骸化してしまうのを防ぐあらゆる努力を続けなければならない。広報の仕方に工夫がほしいとも思うが、東京都の「知事への提言」制度のように、行政からテーマをなげかけて住民の皆さんに声を寄せてもらうなどの使い方もあると思う。

*　　　　*　　　　*

平成９年度予算案に反対した。私にとっては、初めての大変重要な決断だったので、反対するにあたって、討論をしようと思ったのだが、未熟ゆえの悲しさで、反対討論の機会を逸してしまった。予算案は賛成多数で通ったが、しそびれた反対討論を紙面を借りてさせていただきたい。

反対討論：先程の村尾議員の発言をうかがいますと、公民館東分館の合併処理施設については1340万円の設備投資をしている。使用し始めて３年に満たない。排出する処理水質も悪くない。という事です。これが公共施設であることを考え合わせますと、早急に埋めて農業集落排水事業の方に接続してしまうことは、全町民にとっての損失だと考えます。

自分の行なった建設常任委員会の審議について、予算案の通過まで責任を持ちたいという気持ちも大変強いのですが、合併浄化槽関連の予算措置について、詳細をうかがってしまった以上、疑問を払拭することができません。この局面にいたっては、部分否定の方法が残されていないのが残念です。９年度の一般会計予算案には反対します。

今年も在宅介護支援センターはできない。寝たきりの人や徘徊する老人をかかえて窮地におちいった家族がいつでも相談に駆け込めるところは、センター設置のない今も、実はとても必要なのである。予算措置できなかった分、行政はどんなふうに、そのニーズに応えていかれるのかと聞いたが、「そう言われても」と答えられてしまった。福祉課の窓口で今までより一層親切な対応をするとか何とか、心意気だけでも示して下さいなどと言ったりもしたが．．．．どうも切実な気持ちがうまく伝わらなかった。住民にとって、役所の窓口での究極のプライバシーについての相談は、割り切らなくちゃと思っても、つらいものがある。つらさを増幅させる対応だけは、どうか避けていただきたい。“新生福祉課”に期待している。

＊ことばメモ＊

在宅介護支援センター：高齢者や家族の相談に応じ、保健・医療・福祉関係の各種の在宅介護サービスの中から最も適したサービスを選択。関係機関との連絡調整を行う。
介護の相談や指導も行い、介護指導員として保健婦・看護婦などが配置される。
２４時間体制。在宅介護の中枢的役割を期待されている。



＊　＊　＊

ＮＨＫの朝のテレビ小説「ふたりっ子」の最終回を見た。森山史郎と野田香子の結婚については、「二人は将棋さしやから、勝負する相手とはいくら好きでも結婚でけへん」てな結末になった。森山史郎は、「そういう香子が好きだ」と言っていっしょに暮らしたかった自分の願望を捨てて、香子の生き方を優先した。

こういう場合、結婚できなくても愛し続けるんだと決めた男がやけにかわいそうに見えて、私は史郎に向かって「それでいいのか」「ものわかり良すぎるぞ」と叫んでいた。しかし、よく考えると、今までいつも男の生き方優先で、ものわかり良く寄り添ってきたのは女であった。よくある男女の在り方のパターンを、原作者はひっくり返して見せていると感じた。

いきなりひっくり返されて、男の肩をもっていた自分に気が付いて、慌てた。「女の幸せは結婚」という虫が、私の心の中にも住んでいたらしい。視聴率が大変高い番組だったと聞く。ご覧になっていた方は、この新しい男女の在り方にどんなことをお感じになっただろう。

（磯辺）

3月議会の報告会を開きます



とき；４月１９日（土）午前１０:３０～１２:００
ところ；ＧＴコミュニティーセンター

明日の町政を考える会